

号外 第47号 令和 3年(2021年) 9月22日(水)

(毎週 火・金発行)

Ħ 次

- ○新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の
 - 要請の終期の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(健康危機管理課) 1
- ○新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の 要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受け
- ○新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の
 - 要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受け

) 2

1

告 示

熊本県告示第789号の2

令和3年(2021年)8月5日熊本県告示第688号の4、同年8月19日熊本県告示第726号の2及び同年9月9日熊本県告示第772号の2で告示した新型コロナウイ ルス感染症に係るまん延防止等重点措置としての施設の営業時間の短縮の要請については、 その終期を同年9月23日(木)に変更したので告示する。

令和3年(2021年)9月22日

熊本県知事 蒲 島が大

熊本県告示第789号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項 の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域(以下「措置区域」という。)及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。 令和3年(2021年)9月22日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 措置区域 1
 - 熊本市全域
- 期間

令和3年(2021年)9月24日(金)から令和3年(2021年)9月30日(木)まで

- 要請内容

 - 次に掲げる措置を講ずるよう要請した。) 4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者は、午後8時 から翌日午前5時(2に掲げる期間の最終日にあっては、午後12時)までの間、当 該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。
 - 4に掲げる施設の管理者は、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。) を行わないこと
 - 4に掲げる施設のうち、飲食を主として業としている店舗において、 カラオケを 行う設備を提供している場合、当該施設の管理者は、当該設備の利用を伴う営業をし
- 4に掲げる施設の管理者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25年政令第122号)第5条の5に規定する措置を講ずること。
- 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許 可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)。ただし、次に掲げる施設を除く。

- 飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店 (1)
- ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込 (2)まれる施設

熊本県告示第789号の4

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域(以下「措置区域」という。)及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するために必要な措置を請するよう要請したので告示する。

令和3年(2021年)9月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 措置区域
 - 熊本市全域
- 2 期間

令和3年(2021年)9月24日(金)から令和3年(2021年)9月30日(木)まで

- 3 要請内容
 - 次に掲げる措置を講ずるよう要請した。
 - (1) 4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者は、午後8時から翌日午前5時(2に掲げる期間の最終日にあっては、午後12時)までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。
 - (2) 4に掲げる施設のうち、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該施設の管理者は、当該設備の利用を伴う営業をしないこと。
 - ないこと。 (3) 4に掲げる施設の管理者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25年政令第122号)第5条の5に規定する措置を講ずること。
- 4 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店に限る。)。ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。